

# 西宮市再生資源集団回収実施団体奨励金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する地域団体等（以下「実施団体」という。）に対し、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚を図るため、再生資源集団回収実施団体奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

## (対象団体)

第2条 奨励金の交付の対象は、市内の環境衛生協議会、自治会、婦人会、老人会、子ども会、PTAその他の営利を目的としない実施団体で、次の要件を備えたものとする。

- (1) 構成世帯又は構成員が概ね20世帯以上又は20人以上であり、代表者が選任されていること。
- (2) 古紙類、(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック等)、布類、瓶類、缶類、その他容易に再資源化できるもの（以下「再生資源」という。）の集団回収を、1年間に2回以上定期的に実施する団体であること。
- (3) 再生資源を一定数量以上回収する団体であること。

## (団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、市長が定める時期に再生資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

- 2 登録は、活動実態に即した実施団体が登録することとし、分割・重複して登録してはならない。
- 3 第1項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、その名称、代表者名その他登録事項に変更があった場合は、速やかに再生資源集団回収実施団体登録変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 登録団体は集団回収活動を停止又は、廃止したときは、速やかに登録廃止届（様式3号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、登録団体が1年以上再生資源の集団回収をしないときは、登録を抹消することができる。

(奨励金の交付基準及び交付額)

第4条 奨励金は、登録団体の活動として再生資源の集団回収が行われ、再生資源回収業者等にその再生資源を引き渡したことが明らかであり、一定期間に一定数量以上の再生資源の回収が行われた場合に、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項に規定する一定期間とは、1月から6月(前期分)及び7月から12月(後期分)までのそれぞれ6カ月間とし、その6カ月間の回収量に1kg当たり3円を乗じた額(100円未満切捨て)を交付するものとする。 [1][4]

(奨励金の交付申請)

第5条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに再生資源集団回収実施団体奨励金交付申請書(様式第4号)に再生資源集団回収実施明細書(様式第5号)と回収量を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 [2][5]

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金を交付する。

(奨励金の使途、経理及び報告)

第7条 奨励金の使途は、地域・団体におけるごみ減量・再資源化の推進を図ることや地域活動の活性化等に充てるものとし、交付を受けた団体は、奨励金の支出に係る経理を明確にしておかなければならない。 [6]

2 市長は、登録団体の収支状況その他奨励金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消及び返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた登録団体が虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。 [6]

(施行の細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。 [7] [8]

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。 [1]

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行し、平成11年1月以降の回収実績に基づく請求に係るものから適用する。 [2]

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 [3]

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 [4]

付 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成17年1月以降の回収実績に基づく請求に係るものから適用する。 [5]

付 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。 [6]

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 [7]

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 [8]